

他紙掲載論文

【自転車利用・事故と安全対策】

「有効な自転車事故防止対策を考える」・・・ 谷田貝一男

BAN番 2013年10月号 (No. 173) 教育システム

(要旨) 交通事故全体に占める自転車事故の割合は減少を示さない状況にある。こうした状況の中で、全国各地で様々な方法による事故防止のための安全教室が開催されている。本稿では、安全な自転車づくりにも目を向けると共に、最近の自転車事故の傾向と原因を概観し、そこから自転車を利用する人の意識を探り、この意識に基づいた警察による自転車事故防止対策について、これまでとは異なる有効な方法について考察し、提案を行った。

「自転車の活用と安全利用問題に対する自治体の対応」・・・ 谷田貝一男

自治体法務研究 2013年冬号 (No. 35) ぎょうせい

(要旨) 自転車は二酸化炭素を排出することがなく、環境にやさしい乗り物である。健康にもよく、自転車による地域振興という面でも注目され、ここ数年、人気が高まっている。しかし、交通事故全体に占める自転車関連事故は漸増傾向にある。こうした傾向を受け、自転車の安全利用に関する条例を制定する自治体は増えている。本稿では自転車利用のプラス面と交通事故の増加などマイナス面の両面を概観し、自治体の対応について考察した。

安心ライフ

●知っておきたい 自転車のルールとマナー

自転車は年齢や性別を問わず誰でも簡単に乗ることができるので、買い物ときや通勤・通学で駅まで行くときに利用する他、スポーツやレジャーとしても利用

自転車文化センター
学芸員

谷田貝一男

用されています。日常生活には欠かせませんが、できない最も身近で便利な乗り物で、人口に対する普及率も日本はオランダやドイツなどヨーロッパ諸国に続いて世界で第6位です。
その一方で、自転車の事

多発する自転車事故



故も多発しています。2012年に全国で発生した自転車事故件数は交通事故全体の約20%、約13万件、死傷者数は全体の約16%、約13万人です。特に、東京都内における自転車事故件数

は全体の約36%、死傷者数は30%にまで達しています。これを死者数で比べてみるとヨーロッパ諸国の3〜8倍にもなります。

この背景には、自転車が自動車や歩行者と共存しながら安心して通行できる道路環境が、ヨーロッパ諸国と比べて不十分であることが挙げられます。自転車の通行量が多い道路の車道を通るのは怖いので、歩道を通るといふ人も多いでしょう。歩道を通るから歩行者感覚で自転車を利用してしまいがちです。それが自転車利用者の交通ルール順守率の低さとなり、事故を誘

車、歩行者との共存環境が不十分

発してしまう原因にもなっています。

交通ルールを守らなかったために事故を起こしてしまうと、加害者として、ときには数千万円の賠償金を請求されることもありま。交通ルールを守れば、加害者になることはありませんが、事故に巻き込まれて被害者になることもあり、半身不随になつてしまった人もいます。この他、自転車の乗り方に問題があつて事故を起こしてしまうこともありま。

どうしたら交通ルールを守り、事故を防ぐことができるのでしょうか。自転車を利用するときの心理を考え、乗り方をあらためて見直しながら、次回から事故防止対策などを解説します。

安心ライフ

●知っておきたい 自転車のルールとマナー

▷2

交差点の信号が青に変わり、横断歩道を歩行者と自転車が進み出す。歩道で歩行者の間を、何台もの自転車がスピードを出して通行する。

自転車文化センター
学芸員

谷田貝一男

こんな風景をよく見掛けることがあります。自転車と歩行者との事故がいつ起きてもおかしくない状況になっています。

どうしてなのでしょう。自転車に乗るために運転免許は必要ないので、利

道路交通法の規定



用するときのルールを学ぶ機会がほとんどなく、交通ルール違反を犯してしまうのです。歩行者も自転車も自動車も、道路を利用するときは道路交通法という法律に従い、それを守ることができ、安全して通行することができるとは、この

法律で、自転車は車両の仲間であると決められています。従って、道路の左側の端を通行しなければいけません。歩道と車道の区別がある道路でも、車道の左側の端を通行することが原則です。

歩道を通行するには条件があります。13歳未満と70歳以上の人、そして、歩道通行が認められているという標識がある歩道です【写真】。この他、道路工事や連続した駐車車両のため、車道の左側の端を通行することが困難なとき、狭い車道に自転車の交通量が著しく多くて、追い越しをしようとする

自転車は車両の仲間。原則、車道を通行

る自動車と接触事故の危険性があるときも、通行は可能ですが、歩道を通行するときは車道寄りを行き、歩行者の通行を妨げるようなときは停止しなければいけません、また、横断歩道では自転車に乗ったまま通行することはできません。

さらに、信号を守り、交差点では一時停止と安全確認を行いましょう。飲酒運転、6歳未満の幼児を1人乗せるときや幼児2人を乗せることが認められた自転車以外での2人乗り、横に2台以上並んでの通行、夜間での無灯火、携帯電話の使用や傘を差しての運転はできません。これらの交通ルールを守るだけでも事故の大半は防ぐことができます。

安心ライフ

●知っておきたい 自転車のルールとマナー

▷3

自転車に乗っている人の中には携帯電話を操作したり、ヘッドホンを使用したり、音楽を聴いたり【写真】、傘を差したりしている人がいます。これは危険な乗り

自転車文化センター
学芸員

谷田貝一男

方で、事故になってしまったことも多くあります。

2011年9月の朝、70歳の男性の自転車に、前方から高校生が携帯電話の画面を見ながら自転車に乗って近づいてきました。高生の視線は画面にあり、男

ながら運転



性の自転車が近づいてくることに全く気が付きませんでした。男性は左に避けようとしたが、避けきれずに高校生の自転車と接触。左腕に傷を負って8日間の通院となりました。

12年5月の朝、雨が降る中で傘を差しながら自転車に乗っていた62歳の女性は、歩行者の接近を直前までまったく分かりませんでした。歩行者に気が付いて左に避けようとしたが、片手でハンドルを持つていたため、しっかりと操作ができなくて電柱に激突してしまい、全身を打撲して30日間の入院となりました(以上、東京しごと財団の事故データより)。

自転車文化センター学芸員谷田貝一男は、ハンドルを両手でしっかりと持ち、歩行者や自動車・自転車などの周囲の動きを、目と耳で把握しながらペダルをこぐこ

事故招き危険。条例で禁止し罰金も

とが重要です。ところが携帯電話の画面を見ながら運転すると、前方の様子は分かりません。通話をしたりヘッドホンを使用したりすると、注意力が散漫になり、近づいてくる自動車や自転車の音、歩行者の声に気が付くのが遅れます。携帯電話や傘を持ちながら運転すると、ハンドルを片手で持つて運転するためバランスを崩しやすく、確実なブレーキ操作もできません。さらに傘を差すと前方確認が不十分となり、風でバランスを崩すこともあります。

このように、何かを行いながらの運転は事故になることも多く、都道府県の条例で禁止され、罰金を科せられる場合もあります。絶対にやめましょう。

安心ライフ

自転車のルールとマナー

●知っておきたい

▷4

道路交通法に基づく自転車の交通ルールを守って自転車に乗っていても、万一、自分が事故に遭ってしまったり、どう対処したらよいでしょうか？

自転車文化センター
学芸員

谷田貝一男

まず大切なのは、自転車による事故も「交通事故」であるとの認識を持つことです。自動車での交通事故と同じく、「負傷者の救助」と「警察官への通報」は、「自転車と歩行者」または「自転車同士」の事故であ

事故対処法と保険



TSマーク画像提供…(公財)日本交通管理技術協会

っても、必ず行っていたいただきたいことです。

万一、自分が事故の加害者になってしまったときは、①相手が重傷の場合は119番(救急車)に通報し病院に運んでもらう②けがをした人を助けた後、安全な場所に移動する③小さ

な事故であっても、必ず110番通報して警察官に事故調書を書いてもらう④被害者・加害者の双方がきちんと名前・住所・電話番号など連絡先を伝え合う⑤警察官に確認し、後日「自動車安全運転センター」に連絡して「交通事故証明書」を発行してもらう⑥自分で「日常生活賠償保険」や「傷害保険」などに加入してい

たら、被害者あるいは自分の治療費や損害賠償費用の補償について保険会社と相談する——という対応が必要では。交通事故の加害者には、①刑事上の責任(相手を死傷させた場合「重過失致死傷罪」となります)②民事

必ず負傷者の救助、110番通報を

上の責任(被害者に対して医療費や後遺障害など損害を賠償する責任)③道義的な責任(被害者を見舞い、誠実に謝罪する責任)——が問われます。自動車については法律で自賠責保険への加入が義務付けられています。しかし自転車の場合、現在は制度上、保険加入が義務化されていません。

もし、まだ何も保険に加入されていないならば、万一の事故と高額な賠償責任を負うリスクに備えるため、年に一度の自転車安全整備士による点検・整備とセットで加入できる「TSマーク付帯保険」や、生命保険・火災保険・自動車保険の特約で加入できる「日常生活賠償保険」や自転車保険などへの加入をぜひご検討ください。

安心ライフ

●知っておきたい 自転車のルールとマナー

▷5

買い物に行ったとき、自転車に多くの荷物を載せるため、ハンドルの前と後輪の上の2カ所にカゴを付けている人もいます。載せることができる荷物の重さと

自転車文化センター
学芸員

谷田貝一男

大きさは、都道府県ごとに法律で決められています。東京都をはじめ多くの道府県では、重さの合計は30kg以内、大きさはカゴの大きさに縦横それぞれ30cm加えた範囲内、高さはカゴに載せて地上から2m以内で

荷物の載せ方



す。
載せるときにカゴの前後から30cm、左右から15cm以上はみ出さないことも、多くの都道府県で決められています。この範囲を超えて荷物を載せたり、手で持つ

たりすることは法律違反です。

それでは法律で指定された範囲内で二つのカゴに、どのように荷物を載せたら良いでしょうか。買い物を終え駐輪場に戻ると、多くの所では後輪が手前で、そのまま後ろのカゴに荷物を載せる人もいますが、荷物の量が少ないときは前のカゴに載せましょう。前に載

せるとハンドルを操作するのに力が必要だから、後ろのカゴに載せるという人もいます。しかし、自転車は荷物の重さのほかに、乗る人の体重も支えています。乗る人の体重は後輪寄りに付いているサドルで主に支えています。このため後

量が少ないときには前のカゴに

ろのカゴにだけ荷物を載せると、人の体重と合わせて後輪側が重く前輪側が軽くなり、ハンドルがふらつき転倒しやすくなります。

荷物の量が多いときは、まず重い物を前のカゴの下部に入れます。次に、前のカゴに載せる荷物の重さが後ろのカゴに載せる荷物の重さより少し重くなるようにします。これで自転車全体のバランスが保たれるので、安定した運転ができます。

また、カゴに載せた荷物がひつたくられないようにと、バッグなどの肩掛けひもをハンドルに掛ける人もいますが、ハンドル操作に支障をきたすこともありま

す。カゴ専用のひつたくり防止ネットをかぶせると良いでしょう。

安心ライフ

●知っておきたい 自転車のルールとマナー

▷6

保育園や幼稚園の送り迎えに、お子さんを自転車に乗せて走る保護者の方も多いですね。お子さん2人を乗せる時、どこに気を付けると良いでしょうか？

自転車文化センター
学芸員

村山 吾郎

幼児2人同乗認証マークの付いた「幼児2人同乗基準適合車」を使えば、16歳以上の運転者は、6歳未満の幼児を2人まで乗せることができます。この時大切なことは、お子さんに自転車用ヘルメットを着用させ

幼児を乗せて走る場合



て、幼児用座席のシートベルトを装着することです【写真】。道路交通法の自転車についての規定では、13歳未満の児童・幼児を自転車に乗せる時、保護者は乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない、と

定められています。特に幼児は、走行中の自転車で眠ってしまい、振り落とされて頭を打って命に関わる大けがをする危険があります。さらに、駐輪場でお子さんに乗せ降ろしする際は①自転車を平坦で安定した場所に止める②両立スタンドとハンドルストッパーを固定③乗せる時は大きい子を後席に乗せてから小さい子を前席に乗せ、必ずベルトを締める④降ろす時は前

席の子から後席の子という順番がより安全です。短時間で、お子さんだけを自転車で乗せたまま、そ

ヘルメット着用し必ずベルト装着を

の場を決して離れないこと。事故発生時の状況で、駐輪していた、または駐輪しようとしていた時の転倒が原因でけがをした事例が、全体の3割を超える、という統計もあるからです。気を付けていただきたい点がもう二つあります。一つは発進時や低速時の不安定さ。お子さんが乗ることで自転車の重心が高くなり、スピードが遅い時にはふらつきやすくなります。ふらついた時は足をしっかりと地面に着け、一度止まって姿勢を立て直してください。もう一つは、お子さんに乗せて自転車を押して歩く時。ハンドルを持つだけでは非常に不安定なので、サドルを腰に当てて支えると、より安定します。

安心ライフ

●知っておきたい 自転車のルールとマナー

▷7

子どもが自分の自転車で楽しそうに走る姿は、親としてうれしいものです。一方、行動範囲が広がり、交通事故に遭うことも心配です。親が教えていただきたい

自転車文化センター
学芸員

村山 吾郎

ポイントをお伝えします。子どもの傾向として、乗る楽しさのあまり、道路の状況をわきまえずに力いっぱい走ったり、交差点で止まらずに飛び出してしまいがちです。まずは乗る前に、

子どもの乗り始め



自転車の交通ルールの基本を教えてください。

①歩道は歩行者が最優先②歩道の車道寄りを通る③前から来る歩行者とすまぐすれ④後ろから歩行者を抜くときは、歩行者の急な方

向転換に備えてゆっくり余裕を持って避け「すみません、通ります」と一声掛ける——など、歩行者が安心して歩ける通り方を教えてください。

車道を走る時の注意点は、信号と一時停止(止まれ)を守ることです。赤信号や信号のない交差点では、必ず停止線の手前で止まります。青信号で走り出す前にしっかりと顔を振って「右・左・右・右後ろ」を見て、人や車が近づいてこないか安全確認をします。もし近づいてきたら通り過ぎるのを待つてから走り出すよう教えてください。特に、子どもは大人よりも小柄で視野が狭いの

自転車の交通ルールの基本を教える

で、路上駐車の手をよける際、停まっている車の手前で止まり、その車の前や後ろから来る人や車がないか、確認してから避けて進むことも教えてください。

自転車の交通事故の5割近くが、交差点における出会い頭で起きています。信号のある交差点はもちろん、信号がなくても、止まれの標識やカーブミラーがある所は特に見通しが悪く、事故が起きやすい場所です。

ぜひ一度、親が自宅周辺の危険箇所をチェックした上、歩道通行可の標識のある歩道や道路で、実際にお子さんを前に走らせ、親が後ろから自転車と一緒に走りながら、安全な対処法を声掛けして教えてください。
【写真】

安心ライフ

●知っておきたい 自転車のルールとマナー

▷8

2012年中の全国の自転車対歩行者の事故件数は、2625件にも上ります。車道通行において車に対する自転車は弱者ですが、歩道通行において歩

自転車文化センター
学芸員

村山 吾郎

者に対する自転車は強者となり、事故の加害者となって高額な賠償責任を負うリスクがあります。

わが国では、安全かつ安心して通れる道が残念ながらまだ十分とはいえません。自転車で歩道を通るの

歩道通行するとき



はあくまでも例外です。車道と同じ感覚では通らないでください。一番弱い立場の歩行者が安心して歩けるよう、以下の配慮をお願いします。

- ①歩道は歩行者が最優先
- ②歩道の車道寄りを通る(建物寄り)は歩行者のため(に空ける)【写真】③いざという時にすぐに止まれるスピード(時速4〜8キロ程度)で通る④前から来る歩行者(または自転車)とうまくすれ違えない時は止まって待つ⑤後ろから歩行者を追い越すときは、歩行者の急な方向転換に備えてゆっくり余裕を持って避け「すみません、通ります」と声を掛ける⑥歩道内で歩行者の通行が多い時は降りて押し歩く⑦歩行者に向かって、道を空けることを求めてベルを鳴らすのは道路交通法違反です。車のクラクションと同じく、標識があるときや、周囲に危険

歩行者が最優先、車道寄りを通る

を知らせる時だけ鳴らして下さい。

歩道通行時の注意点は、店舗・住宅・路地からの人や車の飛び出しや、歩道から交差点・丁字路を通る際、車のドライバーの死角に入りがちな「左折する車の巻き込み」と「右折してくる車との衝突」などです。自転車事故の衝撃力は(速度にもよりますが)乗る人の体重の数倍になり、とても人力では支えきれません。衝突の危険を予測しながら乗って下さい。

もし歩道から車道へ移る場合、進行方向左側の歩道を通行中の時は、後ろから来る車や歩道の段差に注意して移ります。なお、進行方向右側の歩道から車道に出ることは逆走になるので、できません。

安心ライフ

●知っておきたい 自転車のルールとマナー

▷9

信号機のない交差点に近づいたとき、突然、目の前に自転車が現れ、慌てて止まった経験のある人も多いのではないだろうか。自転車利用者の多くは、

自転車文化センター
学芸員

村山 吾郎

早く目的地に着きたいから、できる限り止まらずに、短距離で進みたいという思いがあります。その結果として、左折するときは左側を、右折するときには右側を通行しながら交差点内に進むという人が80%以上とい

日常よく通る道



う調査結果があります。また、自転車利用者や自動車運転者には、自動車・自転車・歩行者が来なければ安全、いつも通っている道だから安心という思い込

みを持つ人も多くいます。これらの思い込みから、交差点に右側から進入したり、一時停止、周囲の確認を行わずに直進・右折・左折したりするため、突然、目の前に自転車が現れ、出会い頭の事故になるのです。2012年には自転車事故の約53%が出会い頭の事故で、その中には重体や死亡に至る事故もあります。12年8月、東京都で自転車に乗っていた60代後半の女性が、タクシーの側面に衝突して亡くなりました。タクシーが交差点を通過中に、自転車が後から進入しての事故でした。信号機がなく通行量も多くない交差点で、女性

交差点での一時停止、左右確認が大切

ため、自動車は通らないという思い込みがあり、一時停止や徐行を行わないだけでなく、直前を通過中のタクシーすら目に入らなかつたと思われま

また、12年11月、埼玉県で自転車に乗っていた44歳の男性が左から来た乗用車にはねられて重体になりました。信号機のない交差点で、乗用車の運転手は「自転車は出てこないだろう」と思って注意していなかったことが直接の原因ですが、自転車利用者も一時停止して左右の確認をすれば、防ぐことができた可能性があります。

日常よく通る道ほど、交差点での一時停止と左右の確認が大切であることが、これらの事故からも分かります。

安心ライフ

自転車のルールとマナー

●知っておきたい

▷10

自動車の場合、法律で一定期間ごとに検査を受ける義務がありますが、自転車は検査義務まではありません。しかし、自転車もタイヤ・スポーク・チェーンな

自転車文化センター
学芸員

村山 吾郎

ど複数の部品を組み合わせて作られた工業製品です。昨年、整備不良・無灯火による事故は全国で35件起きました。自転車の故障を防ぎ、安全・快適に乗っていただくには、点検整備が欠かせません。ご自分ででき

日頃の点検



る簡単なメンテナンス法として、点検項目の頭文字を取った合言葉「ブタハシヤベル」をご紹介します。
①「ブ」はブレーキ。自転車のハンドルを持って傍

らに立ち、前後のブレーキを握った状態で前や後ろに押し、利き具合と異音やすべりが無いかをチェック②「タ」はタイヤ。空気の入り具合とタイヤ表面のすり減り具合を確認しましょう。タイヤの空気はその性質上、特にパンクしていても少しずつ抜けるものです。少なくとも月に1回、

空気入れを使ってタイヤに空気を入れてください。指でタイヤを押してもあまりへこまない程度が良いです。空気が足りないと乗り心地も悪く、パンクしやすくなります。

年に一度は購入した店で整備を

す③「ハ」は反射板。前方のライトがきちんとつくか、そして後方の赤い反射板の角度が車のドライバース見える向きになっているか、ガタツキや汚れがないかチェックします④「シヤ」は車体全体。自転車を両手で10分程度持ち上げて落とす時、異音がしたり緩んで取れてしまう部品が無いか、確かめましょう⑤「ベル」はその名のとおりベルです。きちんと鳴るか、試みましょう。
点検の合言葉「ブタハシヤベル」で、いつも確かめてから自転車に乗るようにしていただくと、トラブルがぐっと減ると思います。年に一度は、お買い求めになった自転車店で点検整備を受けることもお勧めします。(おわり)

平成25年度

自転車文化センター研究報告書 第6号

2014年3月

編集・発行 一般財団法人日本自転車普及協会 自転車文化センター

〒141-0021 東京都品川区上大崎3-3-1 自転車総合ビル1階

TEL : 03-4334-7953

FAX : 03-4334-7958

E-mail: bccask@jifu.jp

<http://cycle-info.bpaj.or.jp/>

(無断転載を禁じます)